



平成 19 年からあなたの所得税・住民税が変わりました

本庁 住民税務課 電話 0994-22-3037
支所 住民生活課 電話 0994-25-2511

平成 19 年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」。その柱といえるのが、今回の「税源移譲」です。税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**こととなります。およそ 3 兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民は**より身近で、よりよい行政サービス**を受けられるようになります。

所得税 **平成 19 年 1 月分から適用** ⇒ 4 段階の税率を、6 段階に細分化
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

課税標準

| 改正前 | | ➔ | 改正後 | |
|--------------------|-----|--------------------|----------|----|
| 330 万円以下 | 10% | | 195 万円以下 | 5% |
| 330 万円超～900 万円以下 | 20% | 195 万円超～330 万円以下 | 10% | |
| 900 万円超～1,800 万円以下 | 30% | 330 万円超～695 万円以下 | 20% | |
| 1,800 万円超 | 37% | 695 万円超～900 万円以下 | 23% | |
| | | 900 万円超～1,800 万円以下 | 33% | |
| | | 1,800 万円超 | 40% | |

住民税 **平成 19 年 6 月分から適用** ⇒ 3 段階の税率から、一律 10% に
(都道府県民税 4%・市区町村民税 6%)

課税標準

| 改正前 | | ➔ | 改正後 |
|-----------------|-----|---|-----|
| 200 万円以下の金額 | 5% | | |
| 200 万円～700 万円以下 | 10% | | |
| 700 万円以上 | 13% | | |

ほとんどの方は、1 月分から所得税が減り、その分 6 月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので、「**所得税+住民税**」の**負担は基本的に変わりません**。

税源移譲以外の主な変更点

定率減税が廃止されます。

平成 11 年度から、景気対策のために税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成 19 年 1 月分、住民税は平成 19 年 6 月～)

| 平成 18 年 | ➔ | 平成 19 年 |
|--|---|----------------------|
| 所得税：平成 18 年 1 月分から 税額の 10% 相当額を減額(12.5 万円を限度) | | 所得税：平成 19 年 1 月分から廃止 |
| 住民税：平成 18 年 6 月分から 税額の 7.5% 相当額を減額(2 万円を限度) | | 住民税：平成 19 年 6 月分から廃止 |